

# 第2章 循環を基調とする地域社会の構築

## 第1節 大気環境の保全

### 第1項 大気環境保全対策の推進

#### 1 大気汚染の概況

##### (1) 環境基準

環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として定められたものである。

大気汚染に係る環境基準は、昭和44年2月に硫黄酸化物に係る環境基準が設定されたのを始めとして、昭和45年2月に一酸化炭素、昭和47年1月に浮遊粒子状物質に係る環境基準が設定された。

昭和48年5月には、硫黄酸化物の環境基準が改定されて二酸化硫黄に係る環境基準に、さらに昭和48年6月に二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準が設定された。

その後、二酸化窒素については、昭和53年7月に環境基準の改定が行われ、さらに、平成9年4月にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質、平成11年12月にダイオキシン類、平成13年4月にジクロロメタンについて環境基準が定められた。

現行の大気汚染に係る環境基準は、資料編表 大気1のとおりである。

##### (2) 固定発生源対策

###### ア 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法は、工場及び事業場の事業活動に伴って発生するばい煙及び粉じんに係る排出基準を定めている。ばい煙及び粉じんに係る規制の概要は、次のとおりである。

###### (ア) ばい煙に係る規制

ばい煙発生施設は、大気汚染防止法施行令により、ボイラーや加熱炉など施設の種類毎に一定の規模要件が定められており、平成3年2月のガス機関、ガソリン機関の追加が最後で、平成17年度末現在で、ボイラー等の32種類となっている。

ばい煙発生施設の設置者に対しては、

ばい煙に係る排出基準の遵守及び施設の設置等の届出の義務が課せられている。

###### a 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、施設ごとにその排出口（煙突）の高さに応じて許容排出量を定めるK値規制方式がとられており、硫黄酸化物の環境基準の達成を目標として段階的に強化されてきた。本県のK値は、資料編 表 大気2のとおり推移してきている。

###### b ばいじん

ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設から排出されるばいじんの濃度について、施設の種類及び規模ごとに全国一律の排出基準が設定されている。

この基準は、昭和46年6月に設定され、昭和57年6月にエネルギー情勢の変化や浮遊粒子状物質対策の推進を図るため、改定・強化され、また新たに標準酸素ガス濃度でばいじん濃度を補正する方式が導入された。

###### c 窒素酸化物

窒素酸化物の排出規制は、昭和48年8月の大型のばい煙発生施設を対象とする第1次規制に始まり、昭和50年12月の対象施設の規制強化を内容とする第2次規制、昭和52年6月の対象施設の拡大及び基準強化を内容とする第3次規制、昭和54年8月のほとんどすべての施設を対象にした第4次規制、昭和58年9月の石炭等固体燃焼ボイラの基準強化を内容とする第5次規制まで、段階的に強化・改定がなされてきた。現在では、ほとんどすべての施設について、施設の種類及び規模ごとに全国一律の排出基準が設定されている。

###### d 揮発性有機化合物（VOC）

揮発性有機化合物（VOC）の排出規制は、平成16年5月に大気汚染防止法が改正され、法規制と事業者の自主的取組による排出規制を組み合わせ、

効果的な削減を行っていくという新たな制度（ベスト・ミックス）となった。VOC排出施設の設置者に対しては、平成18年4月からVOCに係る排出基準の遵守及び施設の設置等の届出の義務が課せられている。

## e その他の有害物質

カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふつ素、ふつ化水素、ふつ化珪素、鉛及びその化合物について、施設の種類ごとに全国一律の排出基準が設定されている。

### (イ) 粉じんに係る規制

石綿等による大気汚染を防止するため、平成元年12月に改正が行われ、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質を特定粉じんとし、それ以外の粉じんを一般粉じんとすることになった。

#### a 特定粉じん

現在、特定粉じんとして定められている物質は、石綿のみである。特定粉じんを発生する施設が特定粉じん発生施設であり、その規制基準は全国一律に、工場又は事業場の敷地境界における大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本となっている。

#### b 一般粉じん

一般粉じん発生施設には、一定規模以上の堆積場、ベルトコンベア等5種類が定められている。一般粉じんに係る規制は、施設の種類ごとに防じん装置や散水設備の設置、建築物内設置や薬剤散布を義務付けた設備管理基準となっている。

### (ウ) ばい煙発生施設等の届出

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設及び一般・特定粉じん発生施設の設置者は、施設の設置等について知事に届出する義務が課されている。なお、中核市である大分市内の工場・事業場については、市長に届け出ることになっている。

平成17年度末におけるばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設の届出状況は、表1-1aのとおりであり、特定粉じん発生施設については、今まで届出はない。

表1-1a ばい煙発生施設数

(平成17年度末)

令別表 第1の 項番号	ばい煙発生施設の種類	施設数 (大分市含む)	大分市へ の届出数 (内数)
1	ボイラー	1,018	326
2	ガス発生炉	2	2
3	焙焼炉、焼結炉	5	5
4	溶鉱炉、転炉	5	5
5	溶解炉	12	6
6	金属加熱炉	21	16
7	石油加熱炉	48	48
8	触媒再生塔	1	1
8-2	燃焼炉	1	1
9	焼成炉	35	2
10	反応炉、直火炉	2	2
11	乾燥炉	76	25
12	電気炉	1	0
13	廃棄物焼却炉	75	32
19	塩素反応施設等	9	9
21	複合肥料等製造	1	1
28	コークス炉	5	5
29	ガスタービン	18	8
30	ディーゼル機関	96	29
施設数合計		1,431	523
届出工場、事業場数合計		485	184

備考：電気事業法に係るばい煙発生施設を除く

### 一般粉じん発生施設の種類

令別表 第2の 項番号	一般粉じん発生 施設の種類	施設数 (大分市含む)	大分市へ の届出数 (内数)
1	コークス炉	5	5
2	堆積場	204	143
3	ベルトコンベア	1,286	748
4	破碎機・摩碎機	257	65
5	ふるい	192	134
施設数合計		1,944	1,095
届出工場、事業場数合計		123	46

### イ 生活環境の保全等に関する条例による規制

平成12年12月施行の大分県生活環境の保全等に関する条例では、大気汚染防止法が施設の種類や規模に応じた濃度規制であるのに対し、規制対象工場等の排ガス量の規模に応じて窒素酸化物及びばいじんの総量を規制する方式をとっている。

また、炭化水素系物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについて、排煙特定物質として、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、弗

素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物について排出口における排出量規制を行っている。

#### ウ 公害防止協定等による指導

本県においては、最新の防除技術を採用して極力排出量の削減を図るよう指導しており、特に排出量の大きい主要企業については、立地している自治体との3者間で公害防止協定を締結して、その徹底を図っている。

現在、締結している公害防止協定のうち、大気関係の主な内容は、資料編 表 大気3のとおりである。

また、大分地域については、昭和48年から昭和50年にかけて実施した風洞実験を主体とする拡散シミュレーションを基礎にして、硫黄酸化物の排出許容総量を定め、これに基づき昭和52年5月に主要企業に対して総量の割当てを行い、昭和53年4月から指導実施している。

#### エ 公害パトロール

工場・事業場における排出基準の遵守状況、届出履行状況、ばい煙量等の測定の実施状況等を調査し、企業に対する大気汚染防止対策の徹底を図るために、公害パトロールを実施している。

#### (3) 自動車排出ガス対策

自動車排ガスの規制は、昭和41年9月の一酸化炭素の濃度規制に始まったが、昭和43年の大気汚染防止法の制定により、その後、炭化水素、窒素酸化物等が規制項目に加えられ、逐次規制の強化も図られてきた。なお、これらの規制は、中央環境審議会の答申に基づき定められる、道路運送車両法の「保安基準」により行われている。現在では、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質、ディーゼル黒煙について、規制が実施されている。

窒素酸化物の規制は、ガソリン・LPG車に対しては昭和48年度から、ディーゼル車に対しては昭和49年度から開始され、トラック・バスについても順次規制が強化されてきた。

昭和52年12月の中央公害対策審議会答申において規制の長期目標値が2段階に分けて示され、これに基づいて昭和58年までにすべての車種に規制が実施された。また、平成元年12月の中央公害対策審議会において、ディーゼル車を中心に2段階の目標値でさらに規制の強化がなされた。平成9年11月の中央環境審議会の二次答申でガソリン・LPG車

に対して、平成10年12月の第3次答申ではディーゼル車に対して規制が強化されている。窒素酸化物の自動車排ガス規制については、未規制時に比べて80%以上の削減となっている。

粒子状物質（PM）については、平成元年の中央公害対策審議会の答申において初めて、ディーゼル車を中心とした規制が導入され、未規制時の6割以上の低減が図られた。平成10年12月の中央環境審議会の第3次答申では、ディーゼル車に対する排出ガス規制がさらに強化され、平成14～16年に3割の低減を行い、平成19年には、平成14～16年の基準のさらに2分の1に低減する目標が設定された。平成12年11月の第4次答申において、平成19年までとされた目標は2年前倒しされ、平成17年までに達成することとなった。また、平成14年4月の第5次答申では、平成17年以降に販売されるディーゼル車の規制について、粒子状物質排出量を平成14～16年度に導入される基準より75%以上削減することが決められた。

一酸化炭素及び炭化水素についても、未規制時に比べ90%以上の排出量の削減が実施されている。このほか、ディーゼル車の黒煙についても、昭和47年度から汚染度50%以下の規制が実施されており、平成元年12月の中央公害対策審議会の答申は、現状レベルの6割以上の削減を図ることとなった。

また、本県では、路線バスから排出される黒煙対策のため、路線バスに装着するDPF装置について、平成16～17年度にその一部を助成するなど、ディーゼル車の黒煙対策を実施した。

なお、大気汚染防止法に基づき、知事及び政令市の長は、道路周辺の環境濃度の測定を行い、そのレベルが一定の限度を超えた場合、県公安委員会に対し交通規制等の要請を行うとともに、必要に応じ、道路管理者等に対して道路構造の改善等について意見を述べることができることとなっている。

#### (4) 大気環境監視の充実と緊急時の連携強化

##### ア 大気環境監視測定網の整備

大気環境の測定は、環境基準の適合状況の把握のほか、一時的な高濃度の出現等緊急時の把握や、規制効果の確認、各種開発に伴う事前調査など地域の特性に応じた大気汚染防止対策を講ずる上で不可欠である。このため、県では関係市町の協力を得ながら、逐次、大気汚染測定網の拡充、強化に努めている。

## イ 大気汚染常時監視テレメータシステム

大気汚染を常時監視し、緊急時等の事態に迅速に対応するためにはテレメータシステムが必要であり、本県においては環境監視及び発生源監視のテレメータシステムを整備している。

環境監視テレメータシステムは、当初、昭和46年1月に大分市7局及び旧佐賀関町1局の計8測定局の常時監視のために整備し、逐次、測定局の拡充を図ってきた。その後、61年度に大分市に市内の測定局を移管した。さらに平成17年1月1日に、大分市、佐賀関町及び野津原町が合併したことにより、旧佐賀関町における県測定局を大分市に移管した。平成17年度末現在、県の7測定局及び大分市の14測定局（一般環境大気測定局12局、自動車排出ガス測定局2局）はテレメータシステムが整備されている。

平成17年度末現在の県内の大気環境監視測定局設置状況は、資料編 図 大気4のとおりである。

一方、発生源監視テレメータシステムは、大分地域の主要企業を対象として硫黄酸化物、窒素酸化物の濃度や排出量を集中監視するシステムとして、昭和52年6月から運用を開始した。中央監視局は、環境監視テレメータシステムと同様、衛生環境研究センターに設置している。

大気汚染緊急時が発令された場合、発令の同時通報を行うことができるほか汚染物質が指示通り削減されているかどうかの監視もリアルタイムで行うことができる。

このシステムを利用して、光化学オキシダント等に係る大気汚染緊急時には、被害の発生を防止するため、関係機関及び関係事業所との連携のもと迅速かつ的確な対応に努めている。

## (5) 交通管制システムの整備拡充

交通管制センターでは、交通管制システム機器の整備拡充により、車両感知器、テレビカメラ等によって収集した交通情報を基に交通信号機をより効果的に運用するとともに、道路交通情報通信システム（V I C S）、フリーパターン式交通情報板、ラジオ放送、電話、F A X等を通じて、交通情報をドライバーに提供することで交通の分散誘導を図るなど、交通流の総合的な管理を行っている。

## (6) 交通規制

### ア 幹線道路における交通流の整序化

幹線道路については、幹線機能の向上を図るために、速度規制及び駐車規制の見直し、信号機の改良、系統化さらには中央分離帯の開口部の閉鎖、右折レーンの設置等により、安全で円滑な交通流の確保に努めている。

### イ 生活ゾーン等における交通公害防止対策

住宅地域、学校周辺、商業地域等の安全で快適な生活環境を確保するため、通過交通の排除を目的とした交通規制と交通弱者保護対策として「あんしん歩行エリア」対策を実施している。

## 2 大気汚染の現況

### (1) 一般環境調査

#### ア 環境基準及びその評価

大気汚染の状況を環境基準に照らして評価することについて、長期的評価と短期的評価の2通りの方法が示されており、長期的評価は、1年間の大気汚染状況を長期的に監視したうえでなすべきであるとの観点から定められ、短期的評価は、監視を行った時間又は日につきリアルタイムで環境基準の達成状況を評価するために定められている。（資料編 表 大気1）

#### イ 環境基準の達成状況

平成17年度は、県内7市1町の計25測定局（一般環境大気測定局23局、自動車排出ガス測定局2局）で大気汚染の常時監視を行った。このうち、一般環境大気測定局12局、自動車排ガス測定局2局は大分市が常時監視を行っている。

環境基準の達成状況等については、下表1-1b及び資料編 表 大気5に示すとおりである。

環境基準の評価は光化学オキシダントを除き、長期的評価で行うこととされており、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については全ての測定局で環境基準を達成したが、光化学オキシダントについては、19測定局全てで環境基準を達成できなかった。

表1-1 b 環境基準の達成状況及び達成率  
(全局平均)

区分	測定局数	有効測定局数	達成局数	達成率(%)	H17全国達成率(%)
一般環境大気測定局					
二酸化硫黄	23(12)	23(12)	23(12)	100(100)	99.7
二酸化窒素	22(12)	22(12)	22(12)	100(100)	99.9
浮遊粒子状物質	22(12)	22(12)	22(12)	100(100)	96.4
光化オキシダント	19(11)	19(11)	0(0)	0(0)	0.3
一酸化炭素	1(1)	1(1)	1(1)	100(100)	100
自動車排出ガス測定局					
二酸化窒素	2(2)	2(2)	2(2)	100(100)	91.3
浮遊粒子状物質	2(2)	2(2)	2(2)	100(100)	93.7
一酸化炭素	2(2)	2(2)	2(2)	100(100)	100

※ ( ) 内の数字は大分市の測定局

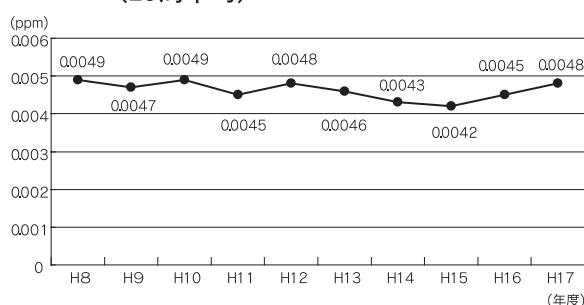
### a 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、主として、石油や石炭など化石燃料の燃焼に伴い、その中に含まれる硫黄分が酸化されることにより生じ、無臭で刺激性のある気体で気管支炎等の原因となる。

平成17年度における二酸化硫黄濃度の一般環境調査は、23測定局において実施した。長期的評価及び短期的評価とも、評価対象となる有効測定局の全局が環境基準を達成した。

また、二酸化硫黄の大気汚染状況の推移を過去10年間の年平均値の経年変化で見ると、図1-1cのとおり、近年はほぼ横ばいの状況となっている。

図1-1c 二酸化硫黄の年平均値の経年変化  
(23局平均)



### b 二酸化窒素

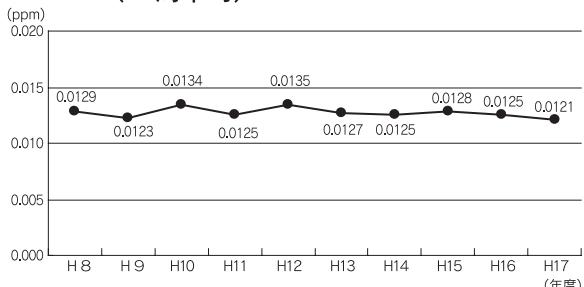
窒素酸化物は、一般に、物の燃焼に伴い、空気中の窒素や燃料中の窒素分が酸化されて生じ、光化学オキシダントの生成要因物質の一つでもある。窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素の混合物で、特に、二酸化窒素は、気管支炎をはじめとする呼吸器系の障害を引き起こすことが知られている。

平成17年度における二酸化窒素濃度

の一般環境調査は、22測定局において実施した。評価対象となる有効測定局の全局が環境基準を達成した。

また、二酸化窒素に係る大気汚染状況の推移を過去10年間の年平均値の経年変化で見ると、1-1dのとおり多少の変動はあるが、総体的に見て横ばい傾向にある。

図1-1d 二酸化窒素の年平均値の経年変化  
(22局平均)



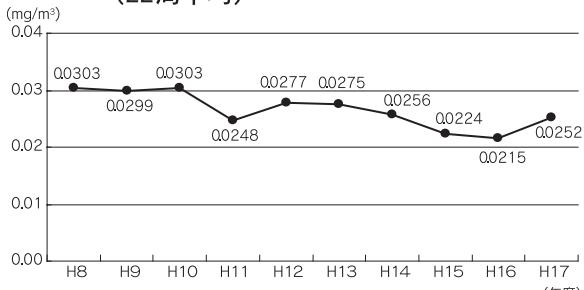
### C 浮遊粒子状物質

大気中の浮遊粉じんは、石油や石炭の燃焼、土砂や鉱物などの破碎処理等の人为的要因のほか、風による土壌の巻き上げや、黄砂現象等の自然的要因によっても発生する。このうち、粒径10 μm以下のものを浮遊粒子状物質といい、環境基準が定められている。これらの粒子は、沈降速度が遅くて長期間にわたって大気中に滞留し、人の気道又は肺胞に沈着して呼吸器系に悪影響を及ぼす。

平成17年度における浮遊粒子状物質濃度の一般環境調査は、22測定局において実施した。長期的評価及び短期的評価とも全ての測定局で環境基準を達成していた。

また、浮遊粒子状物質に係る大気汚染状況の推移を見ると、1-1eのとおり、過去10年間の年平均値の経年変化は、やや減少傾向であるといえる。

図1-1e 浮遊粒子状物質に係る年平均値の経年変化  
(22局平均)



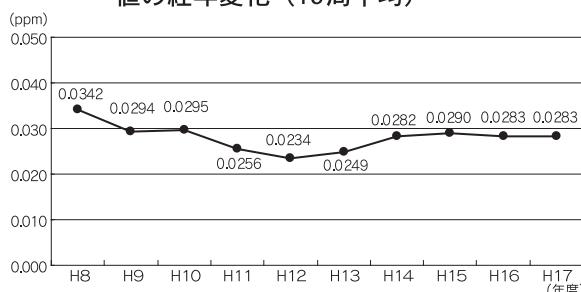
## b 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物と炭化水素類などが紫外線の照射に伴う光化学反応により生成されるオゾンを主体とする酸化性物質で、目や気道の粘膜を刺激して炎症を引き起こしたり、植物を枯死させたりする。

平成17年度における光化学オキシダント濃度の一般環境調査は、19測定局で実施したが、全ての測定局が環境基準値を超えた。

また、光化学オキシダントに係る大気汚染状況の推移を見ると、図1-1fのとおり、過去10年間の昼間の年平均値の経年変化は、ほぼ横ばい傾向にある。

図1-1f 光化学オキシダントに係る昼間の年平均値の経年変化（19局平均）

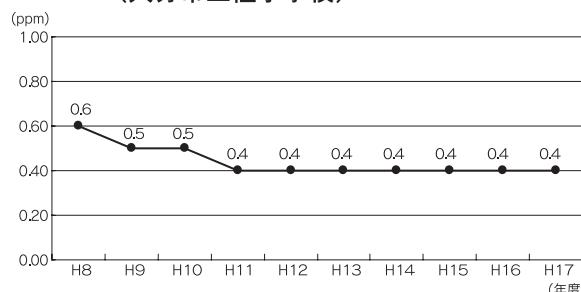


## e 一酸化炭素

一酸化炭素は、燃料の不完全燃焼によって発生する無臭の有害な気体で、血液中のヘモグロビンと強く結合して酸素の供給を阻害し、めまい等を引き起こす。症状が重くなると、中枢神経が低酸素状態に陥り、回復不能の障害を受けることがある。平成17年度における一酸化炭素濃度の一般環境調査は、大分市の三佐小学校において行った。年平均値は0.4ppmであり、長期的評価及び短期的評価とともに環境基準を達成した。

また、一酸化炭素の大気汚染状況の推移を過去10年間の年平均値の経年変化で見ると、図1-1gのとおり、近年はほ

図1-1g 一酸化炭素に係る年平均値の経年変化（大分市三佐小学校）



ぼ横ばいの状況となっている。

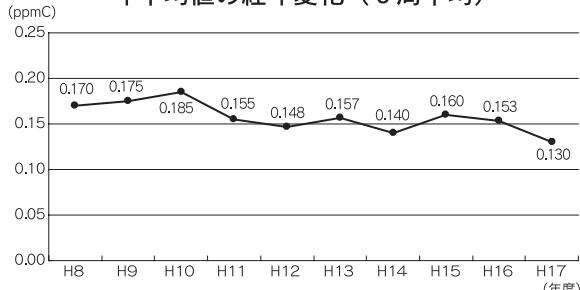
## f 炭化水素

炭化水素は、石油系燃料の漏洩や自動車等の塗料、燃焼の未燃分として排出され、光化学オキシダントの原因物質の一つになる。炭化水素については、中央公害対策審議会により、光化学的反応性を無視できるメタンを除いた非メタン炭化水素について、光化学オキシダント生成防止のための必要条件として大気中の濃度レベル指針（午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値として、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲）が示されている。

平成17年度における炭化水素濃度の一般環境調査は、大分市の敷戸小学校、三佐小学校、大在小学校の3測定局において行った。非メタン炭化水素の3時間値（午前6時から9時まで）の年平均値は、最小値が敷戸小学校0.12ppmC、最大値が三佐小学校0.14ppmCであり指針値を超えることはなかった。

また、非メタン炭化水素の大気汚染状況の推移のとおりを過去10年間の年平均値（午前6時から9時）の経年変化で見ると、図1-1hのとおりやや減少傾向にある。

図1-1h 非メタン炭化水素の6時～9時における年平均値の経年変化（3局平均）

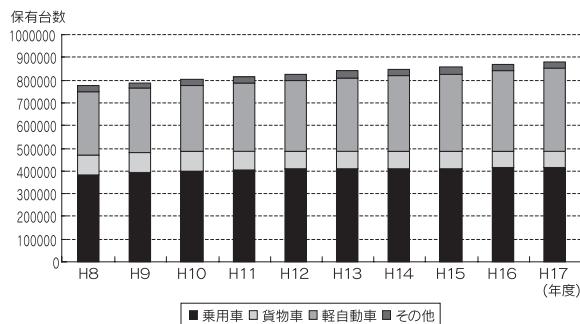


## (2) 自動車排出ガスの現況

### ア 自動車台数の現況

わが国におけるモータリゼーションの進展は著しいものがあり、自動車に起因する大気汚染、騒音及び振動は、特に大都市や幹線道路の周辺地域において深刻な社会問題になっている。

本県においても、自動車保有台数は図1-1iのとおり年々増加しており、平成17度末現在、乗用車約41万3千台、貨物車約7万3千台、軽自動車約36万5千台、その他の車両約2万9千台、合計約88万台となっている。

**図1-1i 大分県の自動車保有台数経年推移**

#### i 自動車排出ガスに係る調査

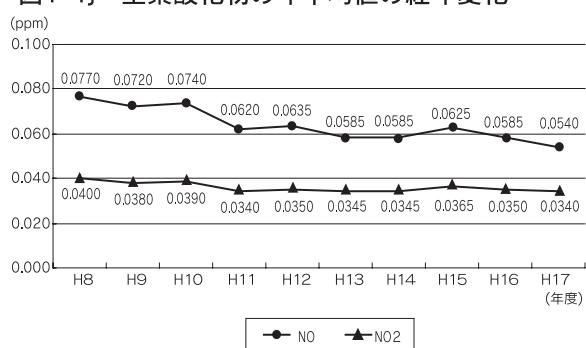
自動車排出ガス中の大気汚染物質には、一酸化炭素、窒素酸化物、粒子状物質（ディーゼル車の黒煙など）、炭化水素等がある。県下における自動車排出ガスの監視測定については、大分市が中央測定局及び宮崎測定局の2ヶ所で常時監視を行っているほか、県では、交通量が比較的多い主要交差点で定期的に調査を実施おり、平成17年度は別府市、佐伯市、臼杵市、津久見市、日出町で調査を行った。

##### (ア) 常時監視測定結果

###### a 二酸化窒素

道路沿道における二酸化窒素濃度の1日平均値の98%値は、中央測定局で0.054ppm、宮崎測定局で0.054ppmであり、環境基準を達成している。

また、窒素酸化物（二酸化窒素及び一酸化窒素）に係る大気汚染の状況の推移を過去10年間の年間値の経年変化で見ると、図1-1jのとおりいずれも近年はやや減少傾向にある。

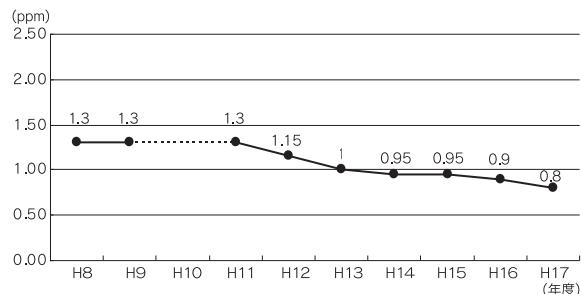
**図1-1j 窒素酸化物の年平均値の経年変化**

###### b 一酸化炭素

道路沿道における一酸化炭素濃度の1日平均値の2%除外値は、中央測定局、宮崎測定局ともに1.2ppmであり、長

期的評価において、環境基準を達成している。また短期的評価においても、1時間値の1日平均値及び1時間値の8時間平均値がそれぞれ環境基準を達成している。

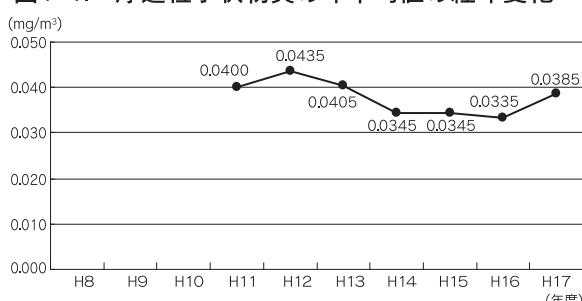
一酸化炭素の大気汚染の状況の推移を、過去10年間の年平均値の経年変化で見ると図1-1kのとおり、やや減少傾向である。

**図1-1k 一酸化炭素の年平均値の経年変化**

###### c 浮遊粒子状物質

道路沿道における浮遊粒子状物質濃度の測定結果は、長期的評価及び短期的評価とともに環境基準を達成している。

浮遊粒子状物質の大気汚染の状況の推移を年平均値の経年変化で見ると、図1-1lのとおり、やや減少傾向である。

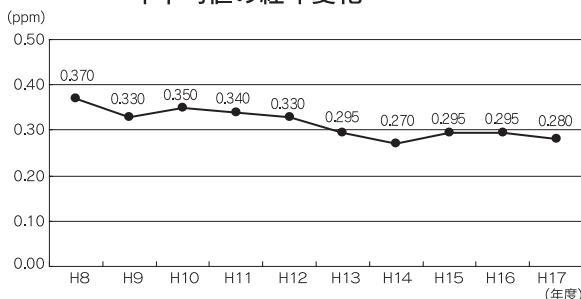
**図1-1l 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化**

###### d 炭化水素

大気中の濃度レベル指針（午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値として、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲）が設定されている非メタン炭化水素濃度の、午前6時から9時における年間平均値は、中央測定局が0.27ppmC、宮崎測定局が0.29ppmCであり、両測定局とも指針値内であった。

非メタン炭化水素の大気汚染の状況の推移を、過去10年間の年間値の経年変化で見ると図1-1mのとおり、やや減少傾向である。

図1-1m 非メタン炭化水素の6時～9��における年平均値の経年変化



#### (イ) 主要交差点での測定

平成17年度は日出町、別府市、佐伯市、津久見市のそれぞれ1ヶ所、計4ヶ所で気象、一酸化炭素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の測定を行った。

測定結果は資料編 表 大気6 のとおりである。

#### (3) 緊急時対策

大気汚染は、個々のばい煙排出者が排出基準を遵守している場合であっても、気象条件等によって著しくその状況が悪化することがある。県では「大分県大気汚染緊急時等対策実施要綱」を定め、大分市とともに、大気汚染常時監視テレメータシステムにより被害の未然防止に努めている。

緊急時の発令対象区域は、大分市、別府市、中津市、日田市、日出町、臼杵市、津久見市及び佐伯市であり、最近5年間においては、「予報」の発令はなかった。

#### (4) 有害大気汚染物質調査

有害大気汚染物質のうちベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンが大気汚染防止法の指定物質とされ、環境基準が定められている。(資料編表 大気1)

県では、平成9年度から有害大気汚染物質モニタリング事業を実施しており、平成17年度は県下12地点で測定した。環境基準が定められているベンゼン等4物質のうち、ベンゼンのみ沿道の2測定地点で環境基準を達成していなかった。有害大気汚染物質調査結果及び環境基準の達成状況については、資料編 表 大気7 のとおりである。

#### (5) 環境放射能監視の現況

環境中には、様々な形で放射性物質や放射線が存在し、我々は常にこれら環境放射能の中で生活している。呼吸あるいは飲食に伴って取り込んだ放射性物質によって体内から放射線を受け、また、宇宙や大地など体外からも放射線等を受けているが、通常の放射能レ

ベルであれば、健康上まったく問題はない。

反面、原子力の平和利用の拡大等に伴い、環境中の放射能を監視する必要性が高まり、国は、監視網の整備に努めている。

本県では、昭和62年12月に科学技術庁からの委託を受け、昭和63年度から本格的に環境放射能の監視を始め、空間線量率の測定と環境試料中の放射能の測定を行っている。

#### ア 空間線量率の現況

空間線量率の測定は、空間における放射能の量を調べるもので、NaI(Tl)シンチレーション検出器により行っている。調査地点を固定し、連続測定を行うモニタリングポストと運搬可能な計測器であるサーベイメータにより測定している。モニタリングポストは、大分市(衛生環境研究センター)に設置しており、年間の空間線量率は資料編 表 大気8 のとおりである。一方、サーベイメータによる測定は、佐賀関町で月に1回実施しており、モニタリングポスト同様に異常は認められなかった。

#### イ 環境試料中の放射能の現況

環境試料中の放射能は、雨水に含まれる全ベータ放射能測定と各種環境試料中の核種分析(セシウム137)を行っている。

##### (ア) 全ベータ放射能調査

降雨ごとの雨水に含まれる全ベータ放射能をGMベータ線自動測定装置により測定している。大分市(衛生環境研究センター)で1mm以上の降水量のあった年間70検体の測定結果は、資料編 表 大気9 のとおりで、異常は認められなかった。

##### (イ) 各種環境試料中の核種分析

大気浮遊じん、降下物、上水、牛乳、日常食、野菜類、精米及び土壌の環境試料中に含まれる放射能をゲルマニウム半導体検出器により、セシウム137を人工放射能の指標として測定している。日常食及び土壌を除いて検出されなかった。環境試料中の放射能測定結果は、資料編 表 大気10 のとおりである。

## 第2項 地域の生活環境保全対策の推進

### 1 騒音・振動対策

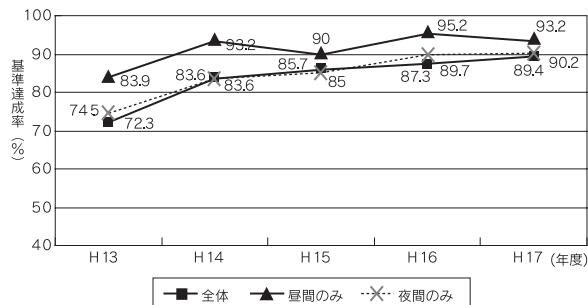
#### (1) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項に基づき、一般地域と道路に面する地域について定められている。このうち、地域の類型及び時間の区分は都道府県知事が行うこととなっており、現在16市町で指定を行っている。(資料編 表 騒音1、騒音5)未指定の町村については、必要に応じて地域の実態調査を行うとともに類型指定を行うこととしている。

平成17年度の一般地域における騒音の環境基準の達成状況は、89%であった。(詳細は資料編 表 騒音6)

過去5年間の達成状況の経年変化を下の図1-2aのとおりである。

図1-2 a 一般地域における騒音の環境基準達成状況の経年変化



#### (2) 自動車交通等の騒音・振動対策

##### ア 自動車騒音・振動

自動車騒音・振動については、自動車単体の構造の改善による騒音の低減等の発生源対策、交通流体策、道路構造対策、沿道対策等の様々な対策が国によって推進されており、自動車単体から発生する騒音対策としては、加速走行騒音、定常走行騒音、近接排気騒音について規制がなされている。

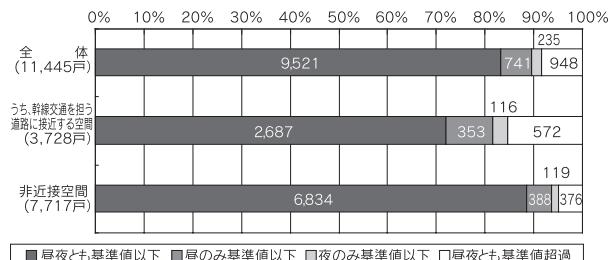
また、県においても、騒音規制法第18条に基づき、自動車騒音の常時監視を実施し、環境基準の達成状況の把握に努めている。平成16年度からは、従来から実施している騒音測定に加え面的評価を行うシステムを導入し、より地域の実態に即した環境基準の評価が可能になった。

平成17年度の県下主要道路における自動車騒音常時監視では、延長130.9kmの道路(一般国道101.7km、県道29.2km)に面する地域の11,445戸の住居等について環境基準達成状況の評価を行った。評価

の対象となった11,445戸のうち、昼間(6時～22時)及び夜間(22時～6時)とも環境基準を達成していたのは9,521戸(83.2%)であった。(詳細は資料編 表 騒音8)

達成状況の評価結果の概要は図1-2bのとおりである。

図1-2 b 平成17年度環境基準達成状況の評価結果



この結果は、(独) 国立環境研究所が運営するインターネットサイト「全国自動車交通騒音マップ(環境GIS自動車交通騒音実態調査報告)」で、情報提供されている。(アドレス <http://www-gis.nies.go.jp/noise/car/>)

騒音測定は、市町村が実施した分もあわせて98地点で行われ、昼間・夜間とも環境基準値以下であったのは63地点(64.3%)であった。(資料編 表 騒音7)

さらに、市町村長は、自動車騒音や道路交通振動のレベルが、総理府令で定める一定の限度を超過し、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を、または(振動の場合のみ)道路管理者に対し所要の措置を執るべきことを要請できることとされており、市町村では、適宜調査を実施し、実態把握に努めている。

#### イ 航空機騒音

大分空港は、昭和46年10月に滑走路2,000mで供用開始し、その後昭和57年12月に2,500mに延長され、さらに昭和63年10月に3,000mに延長され、今日に至っている。

同空港は、海上空港であり、離着陸の飛行コースもすべて海上にあり、しかも、空港周辺では、年間を通じて陸側から海側に向かって吹く風が多いことなど、航空機騒音対策上、立地条件に恵まれている。

航空機騒音については、航空機騒音に係る環境基準が定められており、知事が類型指定を行うこととされている。県では、昭和60年3月15日に、武蔵町及び安岐町の

大分空港周辺地域について類型指定を行った。

航空機騒音の平成17年度調査結果では、全調査地点で航空機騒音に係る環境基準を達成していた。(資料編 表 騒音2、騒音9)

航空機騒音対策として、次に掲げる事項など様々な対策を総合的に推進する必要がある。

## (ア) 発生源対策

航空機騒音の発生源対策としては、低騒音型機の導入や、離着陸時の騒音を軽減させる運航方式の実施などがある。また、一定の基準以上の騒音を発生する航空機の運航を禁止する耐空証明（旧騒音基準適合証明）制度により、昭和53年に強化された騒音基準に適合しない航空機の運航については、平成14年4月1日以降禁止することとされた。

## (イ) 土地利用の適正化

国土利用計画法に基づく国土利用計画は、武藏町、安岐町とも既に策定されており同計画の適切な運用等により、土地利用の適正化を積極的に推進するとともに、空港周辺の緑化等に努める必要がある。

## (ウ) 障害防止対策

「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づき、概ねWECPNL75以上の騒音影響が及ぶ地域を第1種区域として指定し、住宅の防音工事を希望する住民に対し助成措置を講じている。

大分空港については、昭和52年9月の告示で第1種区域の指定が行われ、その後昭和54年に対象区域が拡大されており、地域内の告示日前住宅については、昭和52年度から56年度にかけて、告示日後住宅については平成4年度に、防音工事を実施し、既に区域内の81戸の住宅全てが完了している。

## (3) 工場・事業場、建設作業等の騒音・振動対策

騒音・振動のうち、特に騒音の苦情件数は、公害苦情件数の中で比較的高い割合を占めている。

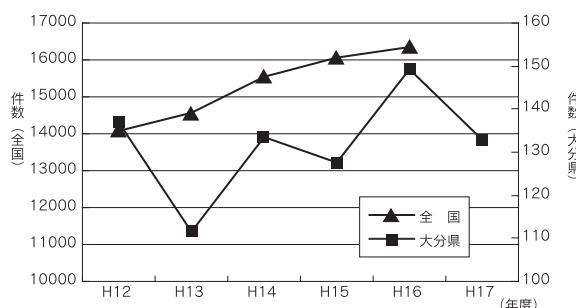
平成17年度の騒音の苦情件数は133件（全公害苦情件数の16.7%）で、前年度に比べて16件（10.7%）減少した。発生原因別にみると、

工場・事業場66件（49.6%）と最も多く、次いで建設作業31件（23.3%）となっている。（詳細は資料編 表 騒音10）

過去5年間の騒音苦情件数の推移は図1-2cのとおりである。

また、振動の苦情件数は、7件であった。（資料編 表 振動2）

図1-2c 騒音苦情件数の推移



騒音規制法及び振動規制法に基づき、県知事（大分市にあっては市長）が、騒音・振動を防止することにより生活環境を保全すべき地域を指定している。

平成18年4月1日現在、地域の指定が行われている市町村数は、騒音が17市町、振動が16市町である。（大分市含む。資料編 表 騒音5）

この指定地域内にあって、金属加工機械等の政令で定める特定施設を設置している工場・事業場（以下「特定工場等」という。）と、くい打ち作業等の政令で定める特定建設作業を伴う建設工事が規制の対象となっており、市町村が指導を行っている。

平成17年度末における県内の騒音規制法に係る特定施設総数は11,917、特定工場等総数は1,447（資料編 表 騒音11）、振動規制法に係る特定施設総数は4,454、特定工場等総数は645（資料編 表 振動3）であった。

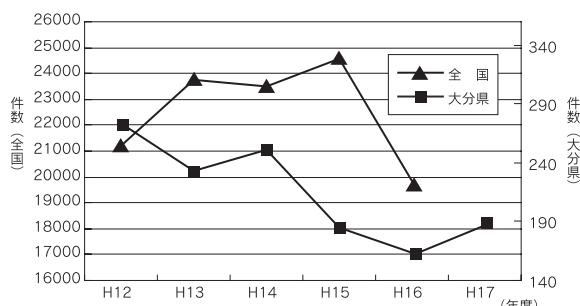
なお、カラオケ騒音等の風俗営業及び深夜飲食店営業等に係る騒音については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により、音量規制等の対策が講じられている。

## 2 悪臭対策

悪臭公害は、大気汚染、水質汚濁等の公害となり、嗅覚という人の感覚に知覚されるものであり、その感知の程度は各人の嗜好、体調などにも影響され、さらに発生源も多種多様であることから、毎年多数の苦情が寄せられている。平成17年度の悪臭苦情件数は189件（全公害苦情件数の23.7%）で、前年度に比べて25件（15.2%）増加した。発生原因別にみると、「焼却（野焼き）」63件（33.3%）、「その他」29件（15.3%）、発生原因が特定できない「不明」23件（12.2%）と続いている。（詳細は資料編 表 悪臭1）

過去5年間の悪臭苦情件数の推移は図1-2dのとおりである。

図1-2d 悪臭苦情件数の推移



悪臭防止法に基づき、工場・事業場から排出される悪臭物質の規制等が実施されている。

県知事（大分市にあっては、市長）は、規制地域の指定及び規制基準の設定を行っており、現在、豊後大野市を除く11市（大分市を含む。）に地域の指定が行われている。また、市長は指定地域内の悪臭発生工場・事業場に対し指導を実施している。未指定市町村については、今後必要に応じ指定を行うこととしている。

同法に定める悪臭物質の種類及び規制基準の範囲は6段階臭気強度表示法の2.5～3.5に対応しているが、県内では、臭気強度2.5で規制基準を設定している。（資料編 表 悪臭2）  
悪臭物質の22項目については、工場・事業場の敷地境界線の地表において規制するとともに、特にアンモニア等13項目については排出口においても規制している。

なお、別府市においては、温泉地域という特性を考慮し、硫化水素を規制対象物質から除外している。（資料編 表 悪臭3）

また、平成13年度に環境省が実施した「かおり風景100選」において、県からは4地点（旧6市町）が特に優れたかおり環境として選定され（資料編 表 悪臭4）、平成15年度には別府市において「2003かおり環境 フォーラム in別府」を開催した。

## 3 畜産環境保全の現状と対策

### （1）畜産による環境問題の発生状況

混住化の進展、飼養規模の拡大、住民の環境意識の高まり等を背景として、畜産に起因する水質汚濁、悪臭発生、害虫発生等の環境問題が発生している。このため、環境に対する負荷を軽減するとともに、資源の有効活用を図るとの観点から、家畜排せつ物を適正に管理し、堆肥として土づくりに積極的に活用するなど、その資源としての有効利用を一層促進する必要がある。

畜産環境問題による苦情発生の実態については毎年調査を実施しており、平成17年度においては、68件の問題が発生している。（図1-2e）

発生状況は、内容別では、「悪臭発生」によるものが他の環境問題との複合発生を併せて27件（39.7%）と最も多く、次いで「水質汚濁」関連が15件（22.1%）となっている。また、畜種別では、図1-2fに示すとおり乳用牛に起因するものが22件（32.4%）起因するものが19件（27.9%）となっており、以下、豚（15件）、採卵鶏（8件）、ブロイラー（4件）となっている。

図1-2e 内容別苦情発生状況

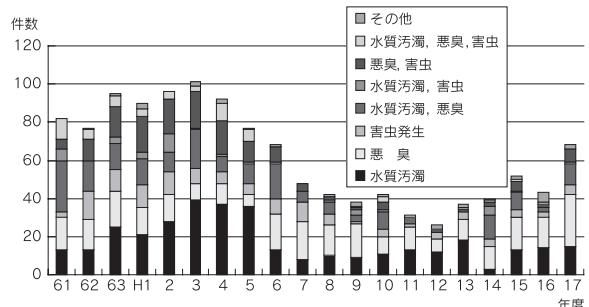
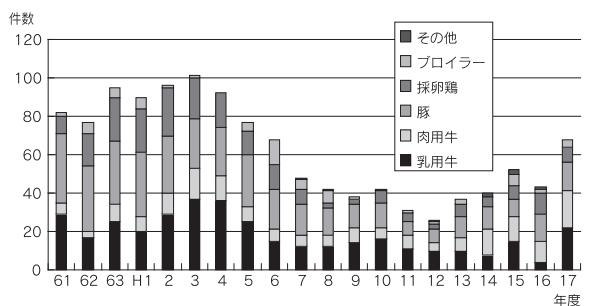


図1-2f 畜種別苦情発生状況



### (2) 畜産環境保全対策

#### ア 畜産環境保全の基本方針

畜産に起因する環境問題を解消し、畜産経営の健全かつ安定的な発展を図るため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(以下「家畜排せつ物法」)に基づき、以下の環境保全対策を推進する。

- ・家畜排せつ物の管理の適正化を図るために「家畜排せつ物法」に規定された家畜排せつ物の管理基準(処理保管施設の構造・管理方法)に従い畜産農家へ指導・助言を実施する。
- ・家畜排せつ物の利用の促進を図るために、国が定めた基本方針の内容に即した「家畜排せつ物の利用の促進を図るために県計画」(①家畜排せつ物の利用の目標、②処理施設整備に関する目標、③利用の促進に関する技術研修等、以下「県計画」)に基づき、野積み・素掘りの解消に向けた施設整備を重点的に実施するとともに、畜産と耕種の連携による堆肥の流通利用促進を図る。

#### イ 畜産環境保全のための具体的な施策

今後、さらに経営規模の拡大が予想されることから、「大分県環境保全型畜産確立基本方針」に基づき設置している県および地域畜産環境保全推進指導協議会の活動を一層強化し、管理基準に基づく指導・助言、実態調査を実施するとともに、平成11年度より新設された畜産環境アドバイザー制度を活用し適正処理についての技術の普及・啓発を行うこととしている。

一方、家畜排せつ物処理施設等の整備については、畜産関係団体等の協力の下に「県計画」に沿って整備することとし、バイオマスの環づくり交付金や畜産環境整備リース事業等を積極的に活用する。また、家畜排せつ物の堆肥化による「土づくり」を円滑に推進するため、「大分県有機質資材生産者協議会」を中心に堆肥の品質向上を図るとともに広域流通体制の整備を推進する。

なお、畜産環境保全対策の推進指導体制は資料編 図 悪臭5, 6に示したとおりである。

## 第2節 水・土壤・地盤環境の保全

### 第1項 水環境保全対策の推進

#### 1 水環境の現状

平成17年度は、県内の54河川105地点、3湖沼8地点及び8海域56地点について水質の汚濁の状況を調査した。(資料編 表 水質1, 2)

健康項目について50水域105地点を調査した結果、表2-1aのとおり3河川4地点で環境基準を達成しなかったが、超過した項目は砒素のみであり、その他の項目については、全て環境基準を達成した。

砒素が超過した河川は、八坂川(杵築市)、朝見川(別府市)及び町田川(九重町)であり、原因是、朝見川及び町田川については地質に起因する自然的なものであるが、八坂川については休廃止鉱山の坑内水等の影響によるものと見られ、現在、杵築市が鉱害防止対策のための調査を実施している。

なお、水道用水の利水上の影響については、各河川とも特に問題はないが、引き続き水質を監視し、健康被害等の未然防止に努める。

生活環境項目について54河川105地点、3湖沼8地点、8海域56地点を調査した結果、BOD

又はCODについて、各水域とも年平均値は概ね横ばいで推移しているが、表2-1bのとおり河川1水域、海域5水域の計6水域で環境基準を達成しなかった。環境基準の達成率は、河川が97.1%、湖沼が100%、海域が76.2%であった。(資料編 表 水質3, 4)

全窒素及び全燐については、環境基準は8海域及び1湖沼について類型指定されており、前水域で環境基準を達成した。(資料編 表 水質5)

なお、窒素及び燐の排水基準は瀬戸内海、有明海、入津湾及びこれに流入する区域に一律に適用されている。湖沼については、全窒素5湖沼、全燐25湖沼が対象となりそれぞれ排水基準が適用されているが、北川ダム貯水池(全燐のみ適用)以外の湖沼については前述の海域の対象地域内である。

公共用水域の水質常時監視の結果や利水状況等を踏まえ、必要に応じて水質を改善するための施策を講じることができるよう、新たに類型指定したり、指定された類型の見直しを行っている。平成16年度は、国東半島東部の4河川(伊美川、田深川、武蔵川及び安岐川)をA類型に指定し、平成17年度に県北河川(伊呂波川及